

人権擁護委員の紹介のページ



人権擁護委員は、地域の皆さんからの人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

〈人権擁護委員が行う主な啓発活動〉

①「人権の花運動」

小学生を対象に、花の種子、球根などを子どもたちが協力して育てることによって生命の尊さを実感し、豊かな心を育み優しさと思いやりの心を体得することを目的とした活動



②「人権教室」

人権擁護委員が全国各地の幼稚園、小中高等学校を訪れ、相手を思いやる優しい気持ちを育てる活動

(企業等を訪問し、ハラスメントに関する人権教室「人権研修」も実施しています。)



※ 埼玉県内の法務局、人権擁護委員、人権啓発活動ネットワーク協議会の活動については、こちらへ（リンク先：<https://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/jinkenkeihatsu>）

※ 人権擁護委員についてもっと詳しく知りたい方は、法務省ホームページをご覧ください（リンク先：https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_yougoiin-a.html）